

JPA

Japan Prefabricated Construction Suppliers & Manufacturers Association

Oct 2019

10

vol.48-269

Special Feature

BIM活用における 住宅分野の可能性

Contents

02 特集 BIM活用

「BIM活用における住宅分野の可能性」をテーマに、住宅部会ゼミナール2019を開催

06 住宅部会

「プレハブ住宅点検技術者資格認定」登録状況

「既存住宅状況調査技術者」講習の実施状況

07 理事会・理事懇談会開催

09 住宅関連各種要望

12 PC建築部会

日本建築学会大会(北陸)に参加

13 教育委員会

PHC資格更新講習会開催

14 中国国際経済協力学会との交流会開催

15 住生活月間功労者表彰

規格建築部会

16 建設マスター・建設ジュニアマスター顕彰

17 新規会員紹介

支部だより

18 プレハブ住宅完工戸数実績調査

「令和元年8月の前線に伴う大雨」、
「令和元年台風15号、及び台風19号」により
被害を受けられた皆さまには、
心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。



今月の表紙

トヨタT&S建設株式会社の設計・施工による大規模集合住宅(愛知県豊田市)。PC製品による大量生産の特徴を活かし、コスト低減と工期の短縮、安全及び品質を高い次元で実現した建設事例。バルコニー先端部は工場生産ならではのシャープなライン、妻部外壁のリブ形状が特徴。

講習

「BIM活用における住宅分野の可能性」をテーマに、 住宅部会ゼミナール2019を開催

8月30日(金)、日本出版クラブ会館ホール(東京都千代田区)にて住宅部会ゼミナールを開催し、建築研究所の武藤先生からBIM (Building Information Modeling) が創るこれからの住まいについて基調講演を頂きました。



むとう まさき
武藤 正樹さん

国立研究開発法人 建築研究所 建築生産研究グループ 上席研究員
専門分野: 施工労務管理、契約、BIM

1997 名古屋工業大学大学院修了・博士(工学)
1997 日本学術振興会特別研究員(PD)
1999 徳島大学工学部・大学院 講師
2000 建設省建築研究所研究官
2001 国土交通省国土技術政策総合研究所主任研究官
2009 独立行政法人建築研究所主任研究員
2016 現職

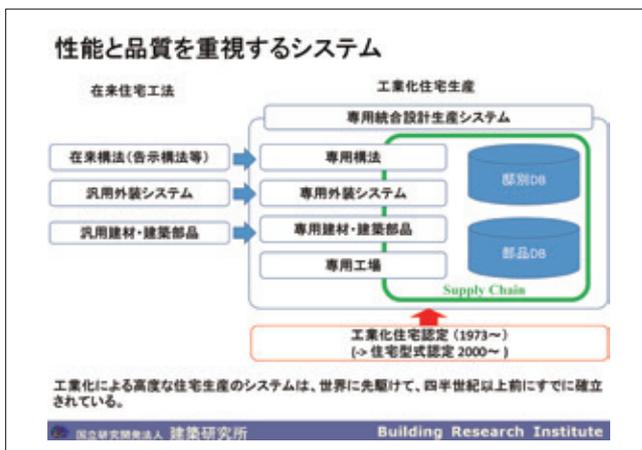
BIMが創る、これからの住まいと供給システムの変革

戸建住宅生産における 工業化・情報化を振り返る

プレハブ住宅産業と技術の発展の意義について、プレハブ住宅の大先輩である大和ハウス工業(株)元社長の東郷 武さんが国立科学博物館の報告書に書かれた文章の冒頭の部分を引用させて頂いております。東郷さんの説では世界の中で日本のみはこのプレハブ工法が主として低層住宅の分野で定着し、経営的にも成功してプレハブ住宅産業として大きな企業グループを建設できたとまとめておられます。

具体的な技術として1970年代に開発された積水ハウス(株)の3D CADシステム「オデッセイ3」が挙げられます。これは、この3D CADは、単なる作図機ではなく、色々なデータベースとリンクして工業化生産を支える仕組みになっています。これは極めてBIMに近く、今より進んだ仕組みかも知れません。この「オデッセイ3」のようなシステムは色々な会社で作られており、会社毎にそれぞれの取組みとして一大産業を作った訳です。このような高品質な製造システムに対して、行政の方もこういう取組みを支援する仕組みとして工業化住宅

認定や現在の住宅型式認定の制度をもっており、スクラムを組んでプレハブ住宅産業の育成や普及を進めてきたと言えます。一方で、プレハブ工法は、一般工法と違って専用の建材や部品を使うので、例えばCADのシステムを自前でどんどん更新していかなければなりません。例えば20年の建材や部品に対して、その間5年毎ぐらいにCADソフトをバージョンアップしていくことを考えたとします。その間、建材や部品もだんだん更新され、新しいソフトに対して従前のものと新規のもの



の情報をコンバートしていく必要もある。加えて、修繕の情報みたいなものでメンテナンスする中でだんだんと情報が増えていく、という訳です。しかもそれは供給者の責任において行う必要があり、プレハブのシステムを維持していくための将来の大きな負担となる懸念があります。

また、報告書の中で東郷氏は、一般の在来工法にもプレハブ手法を導入し先進的部品の共用等の大きな影響を与え、日本の住宅産業全体の質的向上が図られたといいます。その一つの好例として、20年ほど前の「鹿児島建築市場システム」が挙げられます。「鹿児島建築市場システム」には以下の特徴があります。①CADセンターにおける数量、費用算出、見積書等の作成、積算のアウトソーシングによる積算コストの削減、②共同者発注によるコスト削減、③ネットワーク工程管理、④工程管理の見える化、透明化、⑤バーチャル展示場。これらは鹿児島の中小工務店の一大ムーブメントになりました。この仕組みはCADセンターと言われているものが1つのハブをシステム参加者が共同利用するという形態でこの「鹿児島建築市場システム」が成り立っています。この仕組みは一般のソフトを使って組合せて作ったのですが、全体として見るとプレハブ住宅会社の仕組みを踏襲しており、まさに東郷さんが言っていたプレハブの生産の仕組みが一般在来の生産の品質向上に影響を与えたことを証明します。実は私自身もこの開発にはちょっと意見をjする機会があり、施主や工事関係者の写真をつけたらどうだと言ったら採用してくれた思い出があります。

プレハブ住宅における オープン技術としてのBIMへの期待

シンガポールはBIMが進んでいると言われ、特に建築確認を義務化した点が非常に大きな特徴です。現在は5,000㎡以上の建物はBIMの設計義務化に続き施工へも拡張しています。VDC（バーチャル・デザイン・コンストラクション）と言うキーワードがあ



ゼミナールの様子

り、BIM上で現場施工をシミュレーションし、建築可能性（ビルダビリティ）検証した上で、実際に現場で施工するという考え方は、VDCを支えるためにデザイン・フォー・マニファクチャー・アンド・アセンブリー（DfMA）と言うプレハブ式の設計方法も合わせて、シンガポールでは取り組んでいます。

「BIMとは何ですか?」と問われた時に、「3次元統合モデルを核とした、情報連携の仕組みです」と答えることにしています。その言葉の中でデータを使うための情報の環境というものを好き勝手にはできませんので、CDE（コモン・データ・エンバイロメント）、日本語では「共通データ環境」の標準が必要ということになり、具体的なデータ等の管理方法について現在ISOの規格になっています。BIMの目標は、建物が設計・施工されて維持管理されてゆく中で、その情報が発注者の利益になることであり、その情報管理をどうするかが、CDEの考え方です。また、CDEは単純にお客さんの情報を貯めるだけではなく、行政当局に対しても確認・検査の情報を連携させるといった、情報連携の機能があると、CDEの規格で示しています。このことからCDEは、個社の持つ邸別データベースに代わるBIMの技術の置き換えになります。BIMの世界ではBIMの部品カタログ（オブジェクト・ライブラリー）というものを提供しようとしています。イギリスのNBSと言う仕様書を作っている団体のオブジェクト・ライブラリーでは、具体的な製品の形、性能等の情報をインターネット上で公開し、ユーザーはダウンロードして設計等に使っています。プレハブ住宅の専用の設計、生産システムを、このようなBIMシステムに替わるとすると、邸別データベースはCDE、部品ライブラリーはオブジェクト・ライブラリーに置き換わり、確認・審査はBIM型式みたいなものもあり得るのか、すなわちBIMが工業化住宅のシステムに置き換わるという期待もあります。



建築研究所のBIM研究の系譜

建築研究所のBIM研究は、平成21年から始まりました。当初は建築物の長期使用に対応した材料部材の品質確保、維持、保全手法の開発に着想してBIMの検討が始まりました。

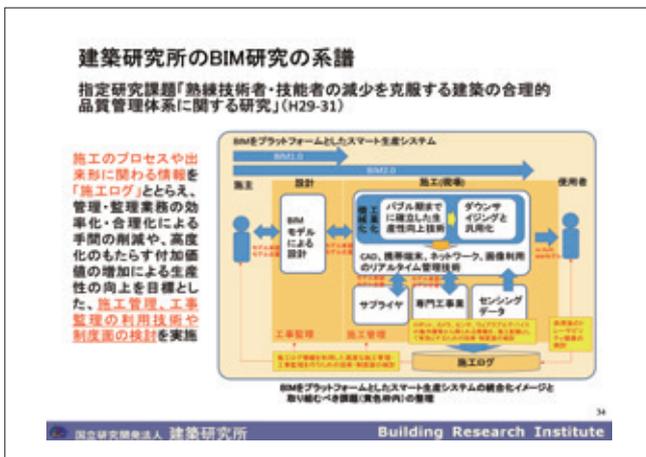
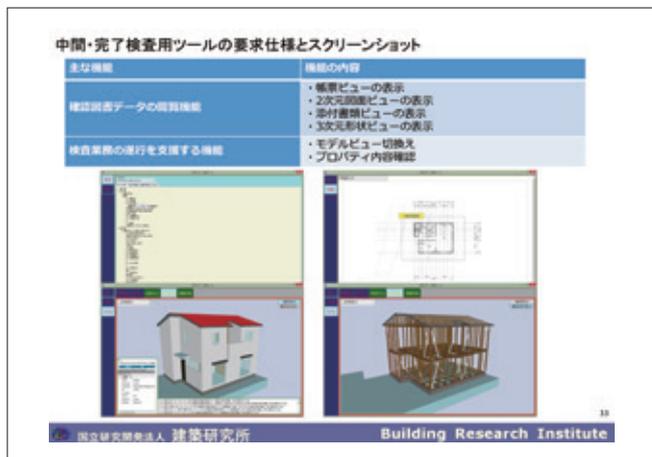
当時の開発研究の中で、維持保全情報の活用としてBIMを使えないかについて、IFCが取り扱う事の出来る、形状と属性の情報として維持保全情報の収蔵の方法を検討しました。BIMというのは実像を見るのに非常に適していますが、属性みたいなものは隠れている訳で、例えば、BIMモデルで表現している窓が、「実際には壊れている」というような情報は、情報としては収蔵できても、視覚的にはBIMモデル上では分からない訳です。BIMでこれを視覚的にどう見せるについては、「マーカー」と呼んでいる維持管理用のアイコンに必要な情報を埋め込み、建物に貼り付けることに挑戦しました。同時に、BIMの技術利用の話と並行し体制や社会システムとしてBIMがどう使われるべきか検討しました。例えば、設計、施工、維持管理の情報の流れや、当時我々が命名した「立体総合図」という管理用BIMモデルを竣工時に作り、WEBを使って情報を見易くする方法等、施設管理のプロだけでなく、ユーザー側も分かりやすい維持管理手法を検討しました。

次は建築確認にBIMを使うという話が出て、設計者は施主と行政庁に相対して確認審査や省エネ計画や長期優良認定等の情報を取り出せないか考えました。この研究ではBIMで確認申請に使うには3つのステップがあり、まずはペーパーレス、次はデータと図面、最後はモデルだけというレベル感を作ったことが大きな成果です。これについては私自身がbuilding SMART Internationalという国際部門で活動をするきっかけになりました。開発ステップについても検討しまして、特に中間段階である「ステップ2+」はモデルと情報を合わせて見るやり方で、どうしたら成立するかを検討しました。まずは確認審査で使われる情報を

データ構造として示し、審査用データを、ビューワーによる画面での確認審査や、タブレット端末を使った検査ができないかを検討しました。

第3の研究は、熟練技術者の減少を克服する建築の合理的品質管理体系に関する研究です。ここでは、施工計画までBIMが使われたものを、施工結果の記録等についてもBIMを連携させた上で、最終的な発注者や施主に対して、情報をどうハンドオーバーするかを検討しています。特に施工管理は施工会社の責任において行っていますが、データという観点で見ると、自主検査の記録以外にも、日報、納材時の検収といった、品質に関わるデータがどんどん貯まっていて、これらをいかに施工監理者が閲覧して建築士に返すか、施工管理報告書を書面ではなくデジタルデータとして建築主に還元できるのかを検討中です。

振り返ると建築研究所のBIM研究の系譜として、最初の5年は建築所有者視点のBIM利用を模索し、次の5年では確認審査や行政部門のBIMの使い方という真逆の方向に走り、建築生産全体の合理化という所にBIMがどう寄与するのかという所で、後ろから攻めて前から攻めて全体を敷衍する体制で10年間走って来ました。



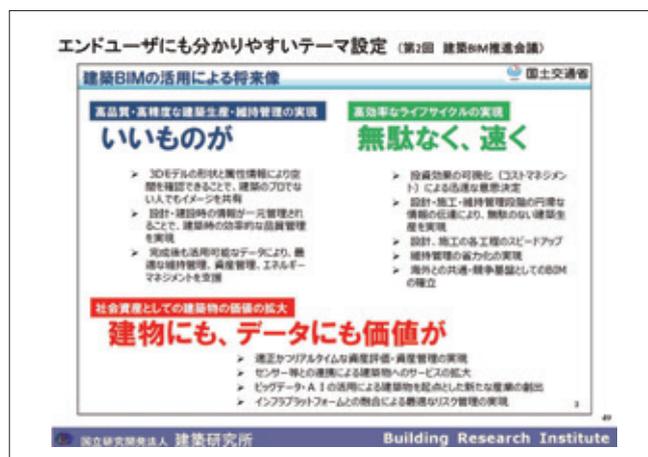
成長戦略／建築BIM推進会議／PRISM

成長戦略、アベノミクス以降、総合的な景気対策が進んでいる中で特に生産性革命が声高に謳われています。建設部門については、2015年の未来への投資・生産性革命で「次世代インフラ」という言葉が出ました。2016年の第4次産業革命に向けて、「i-Construction」という言葉が出てきます。2017年には第4次産業革命からSociety5.0にバージョンアップしたということに対してKPI（施策目標値）として2025年までに「現場生産性2割向上」が課されます。2018年の「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革と2019年の実行計画では、民間建築に関わるテーマが出ました。例えば、建築確認手続きのオンライン化、BIM/CIM活用や民間を含めた建築BIMの普及、そして、ロボット・AIの活用です。その中で、今年4月、「建築BIM推進会議」が従前のBIM/CIM推進委員会の傘下に発足し、民間公共も含めた建築分野のBIM普及推進策の議論をしています。

BIMは、設計施工、維持管理、調査研究等、非常に幅広いステークホルダーが一堂に会する体制で運用します。海外の成功例としてイギリスとフランスは中小企業対策に非常に力を入れており、建築研究所として建築BIM推進会議に対して、最終的に発注者への訴求が大事だと主張してきました。PRISMの課題は設計施工の計画初期の段階ではBIMは浸透し易いですが、実



セミナーの様子



施設設計や施工管理の様な煩雑な部署にはBIMはなかなか進まず、こういう所に施策研究として国の関与を説明しました。共通認識につきましてもBIMの利用段階に対してそれぞれBIMが進む事によって色々なテーマにどれぐらいの大きさかを示す資料です。今の段階を示しながらBIMを進化させていく目標が与えられる様、建築BIM推進会議では、BIM推進の工程表を作る予定です。

これが革新的事業活動に対する実行計画で成長戦略を工程表の中に位置づけられているBIM、CIMの推進の部分です。上3つのテーマは土木ではなく建築でBIMの取り組みを国、地方公共団体が発注する建築工事へ横展開で民間工事に波及拡大と言っています。次はもっとインパクトがある部分で指定確認検査機関による建築確認審査電子化対応や電子会議で、特定行政庁による電子化対応に向けた検討です。BIMに限りませんが電子署名をどう使うかは難しいですが責任をもって取り組みます。

PRISMは内閣府で今年2年目の予算執行になっており、民間投資促進に係るテーマに予算執行をしています。今年度は昨年度着手した課題についてさらにテーマを拡大し、オブジェクト・ライブラリーと種々の情報システムとの連携の模索、現場における施工のデータを施主に還元する仕組みの検討を行います。BIM建築確認審査では事務用途建物の意匠設計に対する作図表現原案について、建物タイプや審査項目を拡充し、BIM2D審査（ステップ1+）のガイドライン化にまでこぎつけたいです。

今後のBIMについて

BIMはこれまで、いわば「あれば便利」な技術でしたが、社会情勢としてBIMそのものが成長戦略に明確に位置付けられたという時点で、「なくてはならない」技術にシフトして来ました。建築研究所は「協調」の部分の基盤を整備し、民間や国土交通省と協調しながら、積極的に社会情勢に応えるテーマを創出し研究開発に進んで参ります。

資格・講習状況

「プレハブ住宅点検技術者資格認定」の登録及び「既存住宅状況調査技術者工業化住宅コース」講習の実施状況についてお知らせします。

「プレハブ住宅点検技術者資格認定」登録状況

「プレハブ住宅点検技術者資格認定」とは

良質な住宅ストックの普及と流通の促進は、これからの住宅分野における事業活動の大きな柱です。そこで、工業化住宅における定期点検の人材育成を目的として「プレハブ住宅点検技術者資格認定」制度を創設し、講習会を実施しています。

講習は、「既存住宅状況調査技術者-工業化住宅コース-」講習と同様のテキスト及び講師陣によって行われ、修了考査の合格を以って資格登録証を交付しています。



登録状況

9月20日の名古屋（トヨタホーム）開催で、第11回を数え、累計で1,006名の点検技術者の資格を認定しました。今年度下期の講習予定は、下表の通りです。

プレハブ住宅点検技術者講習会

開催数	講習会予定日	開催場所
第12回	2019年11月22日(金)	広島
第13回	2020年1月24日(金)	東京

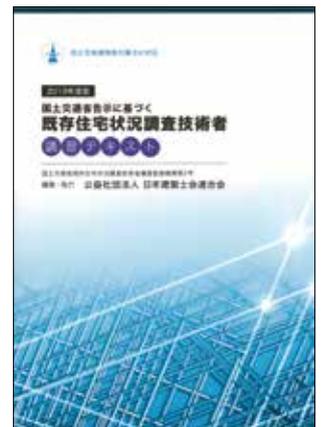
プレハブ住宅点検技術者WEB考査

開催数	WEB考査実施期間
第2回	2019年12月9日～27日

「既存住宅状況調査技術者工業化住宅コース」講習の実施状況

「既存住宅状況調査技術者」とは

平成30年4月の「宅地建物取引業法」の改正に対応した「既存住宅状況調査技術者」を養成する国土交通省講習登録団体である公益社団法人日本建築士会連合会の講習制度に、プレハブ建築協会が全面協力して工業化住宅の工法上の特徴を加味した「既存住宅状況調査技術者-工業化住宅コース-」が実施されています。



実施状況

補助テキストの制作、講習会場の提供及び講師派遣を受託し、累計で446名（内会員会社403名）の技術者養成に尽力しました。

既存住宅状況調査技術者講習会

開催数	開催予定日	開催場所
第15回	2019年11月21日(木)	広島
第16回	2020年1月23日(木)	東京



理事会・理事懇談会開催

9月19日(木)、如水会館(東京都千代田区)において理事会・理事懇談会を開催しました。

理事会審議事項

〔第1号議案〕 理事の職務選定に関する件

9月19日付けで井上二郎氏が副会長に、
10月10日付けで平松幹朗氏が専務理事に選定されました。

〔第2号議案〕 会員入会承認に関する件

日本ビジネスアート株式会社及び
株式会社ヤマカ木材の2社が賛助会員への入会が承認されました。

国土交通省住宅局幹部の皆様と当協会役員との懇談会

理事懇談会では、国土交通省住宅局の幹部の方々をお招きし、当協会の活動等について意見交換させていただきました。本年7月に御就任された眞鍋住宅局長をはじめ、小林大臣官房審議官、淡野大臣官房審議官、そして住宅局の井上総

務課長、三浦住宅政策課長、深井住宅総合整備課長、川野安心居住推進課長、武井住宅生産課長、長谷川建築指導課長、石坂市街地建築課長、井崎住宅企画官の皆様に対しまして、業界の動向、協会活動状況や要望等をお伝えしました。

国土交通省 眞鍋住宅局長



住宅局幹部の方々



芳井会長



プレハブ建築協会の役員





理事の職務選定



副会長
パナソニックホームズ株式会社 代表取締役社長

井上 二郎

令和元年9月19日の理事会におきまして、副会長を拝命いたしました井上でございます。一言ご挨拶申し上げます。

住宅は、そこに住まう人々の命と暮らしを守る大切な資産であるとともに、社会にとっても受け継がれていくべき重要な財産でもあります。しかしながら少子高齢化が進む中、雇用不安や所得環境の厳しさによって、若年層には、家族を持ち、夢のある暮らしを実現しづらい環境が続いています。

そのような背景の中、いよいよ10%への消費税増税がスタートしました。加えて米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、中東情勢不安など国内外ともに予断を許さない状況です。さらには国内では、地震や豪雨、台風など、自然災害が繰り返し発生し、これまでも増して、住宅に求められるニーズも変化してきております。

今後我々ハウスメーカーには、生活者にとって魅力ある新たな暮らしを提案し、子育て世帯や高齢者に、さらには地球環境にもやさしい、安全で安心して暮らせる住まいづくりや街づくりを展開していくことがますます求められます。

住まいづくりには、ハウスメーカーの社員はもちろん、資材納入先様や部材の生産に協力いただいている業者様、物流会社の皆様、また施工会社の皆様ほか関係者の方々の力がひとつになって初めて一人ひとりのお客様に喜んでいただくことが実現できるものです。

その実現に向けて、微力ではありますが、会員各社様と連携を図りながら、豊かな住生活のご提供と、住宅業界の魅力・活力の向上のために貢献して参る所存でございますので、何卒宜しく願い申し上げます。



専務理事

平松 幹朗

10月10日に専務理事に就任いたしました平松幹朗です。よろしく願いいたします。

先の台風15号、今回の19号で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私は、昭和63(1988)年に旧建設省に入省して以来、31年間、住宅、建築、街づくりの仕事に携わせて頂き、この度プレ協でお世話になることになりました。

プレ協は、昭和38年の設立以来56年を経て、会員の皆様は我が国の住宅供給のリーダーの役割を担っています。この間、質の高い住宅の供給により国民の皆様の豊かな住生活の実現に大きく貢献してきました。住宅政策が量から質の時代へと変わり、既に相当の時間を経過してきましたが、社会経済情勢や生活を取り巻く環境の変化により、住宅の質に対するニーズはますます多様化し高いレベルが求められるようになってきていると感じています。また、災害においては、地震の他、風水害においても広域的でより激甚な被害が相次ぐ中、迅速できめ細やかな対応が求められています。

安心して住み続けられる住まいの提供を、新築、維持管理、リフォーム、流通と様々な局面で持続的に展開していくことが求められており、個々の企業の枠を超えノウハウを結集したプレ協の取り組みに期待が寄せられています。新たな住宅政策の骨格作りの検討がスタートする中、改めて将来を見据え皆様と議論を深めていきたいと思っております。

これから様々な機会を通じて、会員各社のご意見をしっかりと伺いながら、課題の解決に取り組み、会員の皆様とともに微力ながら社会に貢献できるように努めてまいりますので、なにとぞ皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

住宅関連各種要望

当協会では良質な住宅取得の支援、住宅・建築物の耐震化など「豊かな住生活の実現」に向け、国民がより利用しやすくなるために必要だと考えられる制度改正等を「令和2年度住宅関連税制、予算及び制度改正要望」としてまとめました。

国土交通省宛

1 消費税引上げ後の住宅投資安定化対策の推進について

消費税10%による国民の住宅取得負担増は大きく、景気が不安定化し、来年度東京オリンピック・パラリンピック終了を契機とする経済後退が予想される中、現在講じられている施策について来年度以降継続することが必須である。そのため、次の対策を講じていただきたい。

- (1) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長(税制)
 - (2) 認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の延長(税制)
 - (3) 次世代住宅ポイント制度の継続(予算)
- 併せて次の拡充を図られたい。
- ① 新築貸家を対象化(上限は20万ポイント/戸)
 - ② 過去の住宅ポイント制度にあった即時交換制度を導入
 - ③ 対象工事に防災性向上改修(プレトラックの設置、外構塀改修等)を追加

以上に加え、

- (4) 世帯の多様化に対応した各種税制特例等における住宅床面積下限の引き下げ(50㎡→40㎡)(税制)
(不動産取得税特例、登録免許税特例、住宅ローン控除、すまい給付金、固定資産税減額措置(新築、バリアフリー改修、省エネ改修:居住部分の床面積)、居住用財産買換特例等、住宅取得資金贈与税非課税)

2 住宅取得に係る消費税の負担軽減措置を含む住宅税制の見直しについて(税制)

住宅に係る税制は、消費税をはじめ多重に課税されており、特に住宅取得時には大きな負担となっている。このため、国民の住生活の向上と安定的かつ継続的な住宅投資が行われるよう、今後の消費税引上げも鑑み、消費税の負担軽減措置を含めた住宅税制の見直しの検討をお願いしたい。この場合、安全安心、省CO₂、健康長寿等の課題に的確に対応し、ストック型社会(質の高い住宅をつくり、適切に維持管理し、長く使う社会)の実現に配慮していただきたい。

3 長期優良住宅の供給促進策について

長期優良住宅について次の措置を実施

- ① 新築住宅の固定資産税の減額措置の延長(再掲・税制)
5年(3階建以上耐火・準耐火7年)
- ② 登録免許税及び不動産取得税の特例措置の延長(税制)
- ③ 住宅ローン控除の控除期間延長措置の維持(税制)
10年→13年

- ④ 維持保全計画に基づく維持改修工事を住宅特定改修特別控除の対象化(標準補修費の10%)(税制)

- ⑤ フラット35S(Aタイプ)の金利優遇期間を延長(10年→15年)(予算)

4 ZEH、省CO₂住宅など地球環境保護に貢献する住宅の供給促進策について

(1) ZEH支援制度について次の措置を実施(予算)

- ① 基準を満たしていれば全件採択できるような十分な予算額の確保
- ② 基金化等による応募期間の通年化、年度またぎ事業の実施
- ③ 蓄電池設置工事に係る補助額の引上げ(2万円/kwh→5万円/kwh)
- ④ 集合ZEHの申請業務の簡素化

(2) トップランナーの対象となる省エネ基準を満たす新築賃貸住宅の供給円滑化に資する支援策の検討

(3) 災害時に活用可能な家庭用蓄電池システム導入促進事業補助の継続(予算)

(4) LCCM補助について制度の改善

注文住宅にとっては手続きが複雑で使い勝手が良くないので、手続きの合理化を図っていただきたい。また、太陽光発電施設も補助対象にしていただきたい。

(5) 太陽光発電設備の事業計画認可手続きの迅速化・柔軟化

なお、(1)、(3)及び(5)は経済産業省へ、(1)は環境省へも要望している。

5 高齢者の安全で安心な居住の推進策について

(1) 住宅ローン控除及び改修税額控除の対象に高齢者等が所有し、かつ居住している住宅にその子または孫が融資等により費用負担をしてリフォームを行った場合(親孝行リフォーム)を追加(税制)

(2) 住宅金融支援機構住宅融資保険付きリバースモーゲージ型住宅ローンの拡充

- ① 担保掛目70%まで引上げられる制度の導入
- ② 申込時年齢60歳未満の者の担保掛目を引上げられる制度の導入
- ③ 60歳未満配偶者を連帯債務者とする場合の担保掛目の維持
- ④ リバースモーゲージの借入者死亡時の相続人が分割返済またはリバース60やフラット35の借入れにより承継できる制度の創設

国土交通省宛

6 既存住宅ストックのリフォーム・流通等の推進策について

(1) 長期優良化リフォーム補助事業の継続と制度拡充（予算）

① 家事負担軽減リフォーム（ビルトイン食器洗い機、自動調理機能付きコンロ、洗面室・家事コーナー・身支度専用ルームの設置、玄関収納スペース等の効率的家事につながる収納の設置、宅配ボックスの設置等）、防災力向上リフォーム（感震ブレーカー・プレトラック設置、外構塀改修等）の対象化

② 申請の迅速化

審査期間を1か月以内としていただきたい。

(2) フラット35リノベの金利Bプランの適用範囲の拡大

(3) 住宅ローン控除及び改修税額控除の対象に高齢者が所有しかつ居住している住宅にその子又は孫の負担でリフォームを行った場合を追加（税制）（再掲）

(4) アシュアブルローンに係る住宅ローン控除の適用（税制）

7 空地・空家の解消と居住環境の改善策について

(1) 隣地の空地・空家を購入して住宅を建て替えまたは改修等を促進する税制措置の検討（税制）

(2) 準防火地域において耐震等級3以上の建築物を建築する場合、建ぺい率を10%緩和する規制緩和

8 若年世帯等の計画的な住宅取得の推進策について

住宅資金積立てに活用できるNISAの拡充（税制）

若年世帯等が住宅資金を積み立てられる新しいNISAを恒久的な制度として創設されたい。

住宅積立NISAの概要

資金の用途 住宅の建設、購入、リフォーム、維持修繕に限る

積立上限 1,200万円

非課税期間 上限なし（指定用途以外は課税）

その他 他のNISAとの併用可

9 住宅金融支援機構災害復興住宅融資制度の簡素化

近年の自然災害の増加傾向の中、被災者の申し込みである点を踏まえて、住宅金融支援機構災害復興住宅融資制度を可能な限り簡素化された分かりやすい制度にしていきたい。

① 建設資金、購入資金（新築）及び購入資金（リ・ユース（中古））の3つに分かれている融資限度額の一歩化

② 基本融資（建設資金・土地取得資金・整地資金）と特例加算額に分かれている融資額の一歩化

10 令和元年度期限到来の特別措置の延長について（税制）

令和元年度期限到来の次の特別措置の延長

① 新築住宅に係る固定資産税の減額措置（再掲）
（令和2年3月31日-固定資産税）② 認定長期優良住宅に係る各種特例措置（再掲）
（令和2年3月31日-登録免許税、不動産取得税、固定資産税）

①②の延長を最重点とし、加えて以下の特別措置の延長を要望する。

③ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良化リフォームに係る固定資産税の減額
（令和2年3月31日-固定資産税）④ 居住用財産の買い換え等の課税の特例
（令和元年12月31日-所得税）⑤ 認定低炭素住宅に係る特例
（令和2年3月31日-登録免許税）⑥ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置
（令和2年3月31日-登録免許税）⑦ 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置
（令和2年3月31日-不動産取得税）⑧ 特定住宅地造成事業地等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
（令和2年12月31日-所得税）

要望の詳細は ▶



経済産業省宛

1 ZEH支援制度について次の措置を実施されたい。

(1) 基準を満たしていれば全件採択できるような十分な予算額の確保

(2) 基金化等による応募期間の通年化、年度またぎ事業の実施

(3) 蓄電池設置工事に係る補助額の引上げ（2万円/kwh→5万円/kwh）

2 災害時に活用可能な家庭用蓄電池システム導入促進事業補助の継続**3 太陽光発電設備の事業計画認可手続きの円滑化・迅速化**

要望の詳細は ▶



環境省宛

1 ZEH支援制度について次の措置を実施されたい。

- (1) 需要に対応した必要な予算額の確保
- (2) 基金化等による応募期間の通年化、年度またぎ事業の実施
- (3) 蓄電池設置工事に係る補助額の引上げ
(2万円/kwh→5万円/kwh)
- (4) 中低層の集合ZEHの申請等業務の簡素化等
現状、実施計画書のみでエクセル約10シート+住戸戸数分のシート計40枚以上の書類への記入が必要。さらに別紙添付資料が約20ファイル程度必要で、延べ約700ページ程度の申請資料となっている(会員の声)。作成に大きな手間がかかっている。
補助金は定額支給であり、掛かり増し費用は定率ではないので、戸建てZEHの場合と同様の内容へ申請書類の簡素化をお願いしたい。
・一次エネルギーの各住戸の計算は添付資料での確認とし、実施計画書への記載事項は最終結果のみとしていただきたい。また、住戸毎の見積もりも不要としていただきたい。

- ・全て住戸毎に個表の書類を作成することとなっているが、同じ設備の住戸はまとめられるようにしていただきたい。
- ・申請時に添付する仕様書、図面等で確認可能な内容(開口部、照明器具等)は、実施計画書への記載を不要とさせていただきたい。
- ・交付申請で提出した同じ資料(実施計画書等)を中間報告・完了報告時にも提出する形になっており、提出を省略させていただきたい。
- ・中間報告についてより効率化を図っていただきたい(注文戸建ZEHも同じ)。
- ・補助金交付決定まで契約、施工禁止となっているが、補助金申請から交付決定まで相当の時間がかかっているため契約締結までは認めていただきたい。複数年度事業における施工停止期間を短縮していただきたい。公募要領等を早期に公開いただき、また、要領等公開から公募までの時間を取っていただきたい。

要望の詳細は ▶



住宅金融支援機構宛

長期優良住宅の供給促進

- (1) 長期優良住宅(耐久・可変性)の普及促進を図るため、【フラット35】S(買取型・保証型)のうち、「耐久・可変性」について、施策の拡充を要望します。
(住宅融資保険【リ・バース60】(リバースモーゲージ)普及促進のための制度拡充)
- (2) 民間金融機関等が、本制度の活用を本格化させつつあることに伴い、現在問題となっている項目について、制度改善を望みます。
(【フラット35】地域活性化型の継続実施)
- (3) 【フラット35】「子育て支援型、地方活性化型」の制度延長を要望します。
(【フラット35】リノベの制度継続)
- (4) リフォームにより省エネルギー性能等を向上させた既存住宅に対する【フラット35】リノベについて要望します。

古家付き土地取得費への古家の算入

- (5) 古家付き土地を取得し、2年以内に住宅を新築した場合に、古家の費用を(古家に居住しない場合)土地取得費から控除する現行制度を改善し、土地取得費に古家も含められるようお願いしたい。

特に、古家を含む売買契約で、古家の金額明示が無いケースにおいて、消費税金額や固定資産税評価額等から古家費用を算出して、売買契約金額から差し引く現行方式は、古家が速やかに解体されることが明らかな場合等、何らかの制度的手当てをお願いしたい。

災害復興住宅融資の制度の簡素化

- (6) 近年の自然災害の増加傾向の中、被災者の申し込みである点を踏まえて、災害復興住宅融資制度を可能な限り簡素化された分かりやすい制度にさせていただくよう要望します。

電子化への取り組みによる借入者の利便性と、個人情報安全管理措置の向上

- (7) 民間金融機関では、住宅ローンにおける完全ペーパーレス化、電子化を目指した検討が開始されています。住宅金融支援機構においても、次世代に向けた先導的な取り組みを希望します。

要望の詳細は ▶



日本建築学会大会（北陸）に参加しました

PC建築部会は、9月3日から4日間にわたって金沢工業大学（石川県野々市市）で開催された、「次の時代は」をメインテーマとした日本建築学会大会に参加しました。同大会では、材料施工、構造、環境、建築計画、建築社会システムなど多くの分野で、PC建築に関わる学術講演、研究協議会、パネルディスカッションが行われました。

〔 学術講演 〕

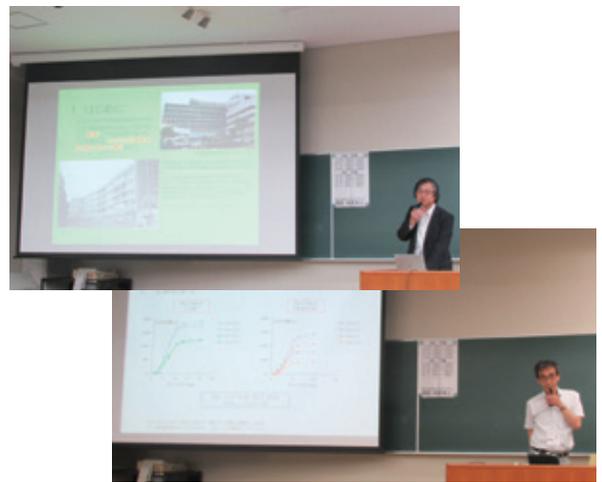
東日本大震災で早期の復興に貢献したPC工法

「壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造による災害公営住宅の利点と工夫」と題して、東日本大震災の災害公営住宅建設において、高品質な部材を迅速かつ大量に供給し、合理的な施工によって早期の復興に貢献したPC工法について、本部会の飯塚正義部長が発表しました。壁、床、屋根、階段などPC化率が極めて高く、サッシや設備用部品などを部材製造工場であらかじめ打ち込んだWPC工法の採用により労働者不足を補い、プレハブ建築協会のPC部材品質認定取得工場で製造された高品質のPC部材を安定供給し、工区分割するなど合理的な施工計画により遠距離輸送や低床運搬車両不足に対応したなど、PC工法の利点と工夫によって復興事業の推進に役立ったと報告しました。



関係者の講演

- 大成ユーレック(株)による
「壁式PCa壁ばりに関する実験的研究 その2～4」についての報告
- 首都大学東京による「中層壁式プレキャスト鉄筋コンクリート構造集合住宅建物の試設計と限界耐力計算 その1・2」についての報告
同大学の研究は、本部会も平成20～21年度に参画した「既存構造躯体の撤去・補強を核としたWPC構造住宅高度利用促進技術の開発」以来、継続的に行われている。



〔 研究協議会 〕

材料施工部門の「JASS 5大改定に向けて」の主題について、野口検討小委員会主査の主旨説明に続いて、品質・性能・製造・施工に関する改定の基本的な方向性や特殊環境・高流動・特殊機能・特殊材料に関する改定の方向性について、濱崎、陣内、西脇、鹿毛、今本の各委員が主題解説されました。その後の討論では、環境配慮、ICT、受入検査の合理化、中流動コンクリートなどに関する活発な意見交換が行われ、橋高運営委員会主査が大改定に反映したいとまとめられました。今後のJASS 10改定にも大きく関わってくるので、情報収集に努めていきます。

〔 パネルディスカッション 〕

構造部門の「日本のRC構造技術のグローバル化と将来の展望」「大規模イベント後の大空間施設の活用」「想定外の自然災害に対して建築基礎構造はどう向き合うべきか?」、建築計画部門の「霞が関ビルディング調査に見る分野横断的アプローチ」など、PC建築技術に加え、SDGs、防災・危機管理、施工計画に関わるパネルディスカッションに参加し、最新の情報を収集しました。

2019年度プレハブ住宅コーディネーター(PHC) 資格更新講習会を開催

PHC資格更新講習会は、新規に「プレハブ住宅コーディネーター」として認定を受けた有資格者の1回目の資格更新時に、「プレハブ住宅コーディネーター」として知っておくべき新しい情報を提供することを目的として開催する合同講習会で、教育委員会が開催しています。本講習会の受講は、プレハブ住宅コーディネーター資格を更新するための必須条件で、年度1回の開催となります。

本年度は7月4日～25日の期間で全国8会場(仙台・さいたま・東京・静岡・名古屋・大阪・岡山・福岡)で開催しました。結果は、281名が受講し、資格更新しました。

当認定制度は1990年(平成2年)からスタートした制度で、様々な建築法規や関連法令、インテリア、エクステリア、住宅税制、コンプライアンスなど、会員の営業担当者として必要とされる多岐にわたる専門知識や社会規範の遵守などを身に付けることにより、より信頼される住まいづくりのエキスパートを育成することを目的としており、2018年度末での資格認定者は累計で33,246名になります。

更新講習会の講義は3部構成になっています。全て講師は当協会会員の社員の皆様に担当していただいております。日頃の忙しい業務の中、講義テキストの作成から当日の講義の講師までご尽力いただいております。第3部では、住宅部会「まちなみワーキング」の委員の皆様より講義いただきました。



東京会場(半田氏)



静岡会場(石崎氏)

さいたま会場(坪内氏)

PHC資格更新講習会本年度からの変更ポイント



POINT1

受講機会が増えました!

本年度より、新規資格取得者の初回有効期限に限り、**現在の5年から6年に有効期限を延長**いたしました。これに伴い、一回目の資格更新講習会の受講機会も資格取得日から現在の4年目または、5年目の2回の更新機会から、本年度より6年目を増やし、**更新機会を3回に変更**いたしました。



POINT2

お申し込み方法が変わりました!

本年度のプレハブ住宅コーディネーター(PHC)の資格更新講習会より、従来のWeb及び書面による手続きから、**全て新Webシステムによる申請手続き**に変更いたしております。

受講者の評価

資格更新講習会に出席した受講者の方からご意見をいただきました。

まちなみの価値として、資産価値が下がらない、空き家が生じにくいことは非常に大切と感じた。「建替え時のマナー10箇条」とツールはとても役に立ちそうで、ぜひ活用したいと思いました。

当然のように提案しているZEHや、性能表示制度・長期優良住宅などは、住宅業界全体で見るとまだまだ少なく、プレハブ住宅の優位性を改めて実感し、その背景を学ぶことができ、お客様により説得力のある説明ができると感じました。他社様の内容も伺えて参考になりました。

隣の方と事例について議論するなどの時間があり、交流できる場があったことが良かったです。良い職場作りに努めます。

PHC資格更新講習会は、日頃は第一線で厳しい競争を繰り広げる会員各社の営業担当が机を並べ、共に情報を共有する貴重な場所としての役割も果たしています。

受講資格を有する実務経験2年目以降の会員各社の営業担当者向け新規認定講習会は11月7日より全国9会場で開催します。

中国国際経済協力学会との交流会開催

7月23日(火)に、プレハブ建築協会へ「中国国際経済協力学会」19名が来社され交流会を開催しました。

中華人民共和国大使館からのご紹介で、中国の「中国国際経済協力学会」の方々19名が来社されました。同学会は中華人民共和国の不動産関連企業の集まりです。はじめに同学会の代表である于滢様よりご挨拶がありました。そして当協会の合田専務理事から「日本のプレハブ住宅の概要」と題して、プレハブ住宅の定義、歴史、建設実績、工法、特徴、災害時の仮設住宅についての講義を行いました。講義は写真やグラフを用いながら解りやすい内容にて行われ、通訳により中国語に翻訳されました。

その後、中国企業団の方々より質問を受けました。中国とは違う日本の技術に驚かれたのか、当方が予想もしなかったような熱心な質問が飛び交いました。

主な質問

- 高層マンションの建蔽率
- 高層マンションの最高階数
- 一般住宅の高さ
- プレハブ住宅に国の推薦がもらえるか
- 高層マンションは1階当たり何日工期がかかるか
- プレキャストコンクリート工法の施工手順 等

中国では都心部で高層マンションが多いため、高層マンションについての質問にはPC建築部会の飯塚部長が回答いたしました。最後は、一同集まって集合写真を撮影しました。ほんの短い時間でしたが、非常に有意義で貴重な日中交流会となりました。



会場の様子



挨拶する合田専務理事



通訳する周美辰さん



中国国際経済協力学会の方々と代表の于滢氏(前列右から3人目)

田村 智氏が住宅局長表彰を受けられました また、当協会が住宅局長感謝状を頂きました

「第31回住生活月間」における功労者表彰において、田村 智氏（積水ハウス株式会社／渉外部部長）が住宅局長表彰を受けられました。また、平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震関係において、当協会が、住宅局長感謝状を頂きました。

住宅局長表彰



元一般社団法人 プレハブ建築協会
住宅部会技術分科会鉄鋼系技術ワーキンググループ座長
元一般社団法人 住宅生産団体連合会
住宅性能向上委員会WG委員

たむら さとる
田村 智氏

功績概要

多年にわたり住宅産業に従事し、新技術に関わる型式適合認定・型式部材等製造者認証の取得・導入の推進に尽力した。また、関係団体の委員として、工業化住宅に関する調査・研究等の実施や技術的提言を精力的に行う等、工業化住宅の普及促進に顕著な功績を上げた。

住宅局長感謝状



一般社団法人 プレハブ建築協会

規格建築部会長
郡リース㈱ 代表取締役社長

こおり まさなお
郡 正直氏

功績概要

平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震により居住していた住宅が被災した方々に対し、当面住まうことができる場所としての応急仮設住宅の大量かつ迅速な供給について、行政や関係機関との連絡・調整に奔走して、被災者のための応急仮設住宅の建設に顕著な功績を上げた。

規格建築部会

講習

愛知県応急仮設住宅建設模擬訓練

愛知県の主催による令和元年度応急仮設住宅建設模擬訓練が愛知県江南市において10月10日（木）実施されました。本訓練は、応急仮設住宅の建設に携わる行政担当者が、大規模災害時における役割や行動を確認することで、迅速的確な対応をはかれるよう実施するものです。

愛知県住宅課担当者からの事前説明の後、東海・東南海・南海の3連動地震が発生したとの想定のもと訓練がはじまり、建設戸数の決定、各団体会長あての要請、市の調査に基づく建設要望調書の作成、という一連の作業を行い無事終了しました。

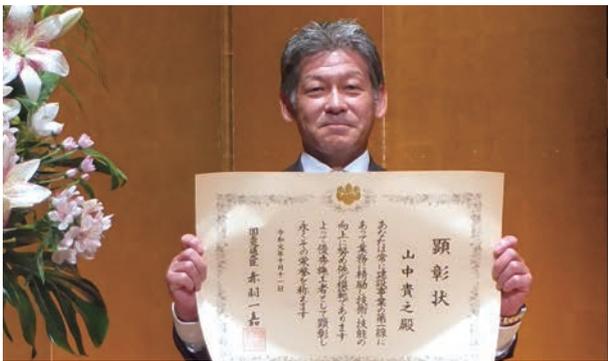
プレハブ建築協会は後半において、当協会が設置した応急仮設住宅（モデルハウス）の展示と概要説明を行いました。



当協会会員会社が推薦する3名が建設マスター、 2名が建設ジュニアマスターを受賞

令和元年10月11日(金)「メルパルクホール」(東京都港区)で優秀施工者国土交通大臣顕彰式典が行われ、
山中 貴之氏、三浦 誠氏、野中 登美男氏が優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)を、
また、菊池 大樹氏、笥 拓也氏が青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)を受けられました。

優秀施工者国土交通大臣顕彰



やまなか たかゆき
山中 貴之氏

とび工:(株)山翔/推薦会員会社:旭化成ホームズ(株)

青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰



きくち だい き
菊池 大樹氏

大工:(有)大友建設/推薦会員会社:大和ハウス工業(株)



みうら まこと
三浦 誠氏

大工:(株)内山工務店/推薦会員会社:大成建設ハウジング(株)



かけい たく や
笥 拓也氏

大工:トヨタホーム(株)/推薦会員会社:トヨタホーム(株)



の なか と み お
野中 登美男氏

とび工:(有)野中総業/推薦会員会社:大和リース(株)

建設マスターとは

建設産業の第一線で「ものづくり」に携わる方々に誇りと意欲を持っていただくとともに、その社会的評価の向上を図ることを目的として、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をされている建設技能者の方々を対象として、国土交通省にて平成4年度より毎年「優秀施工者国土交通大臣顕彰」(建設マスター)を実施しています。

新規会員のご紹介

新たに入会された会員会社をご紹介します。

賛助会員



日本ビジネスアート株式会社

会社HP
はこちら



代表者名: 高下 京三

事業内容: 企業ブランディング支援

社内外広報の戦略策定(社内外メディアの企画制作、CSR活動推進支援、社史の企画制作支援等)

企業マーケティング支援

販促戦略、販促物・WEBサイト・映像の企画制作支援等

電話: 03-5408-5101

本社所在地: 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング9F

【プレ協会会員へのメッセージ】

大手企業様を中心に社内広報500社のコンサルティング・制作実績があり、長期的な支援で、ブランディング、採用支援、周年事業など多岐にわたる領域でお客様の広報ブランディングパートナーとなることを目指しています。



株式会社ヤマカ木材

会社HP
はこちら



代表者名: 山田 重貴

事業内容: 建物の建築及び増改築・木工事(大工工事含む)の施工・木材の製材加工と販売・住宅資材の販売・不動産取引業務

電話: 058-271-7201

本社所在地: 岐阜市城東通2丁目44-2

【プレ協会会員へのメッセージ】

おかげさまで創業68年、木材商社から始まり現在は戸建て住宅の販売をメイン事業としております。「住まい作りを通じて人の幸せと社会に貢献する」をモットーに3つの住宅ブランドを展開。岐阜地区の皆さまに安心・安全な住宅をお求めやすい価格で提供しております。

支部だより

支部からの情報をお伝えします。



九州支部紹介

九州支部 / 講演会

「分かり易い表示規約・景品規約」をテーマに講演会を開催

九州支部の組織強化と会員の資質向上をはかるため、定期的に意見交換会と講演会を開催しています。今秋は10月15日(火)にJR九州ホテル鹿児島にて開催しました。第一部では各県・各地区連絡協議会による意見交換会を実施。第二部では九州不動産公正取引協議会参事の野村謙二氏をお招きし、「分かり易い表示規約・景品規約」というテーマでご講演を賜りました。



意見交換会の様子



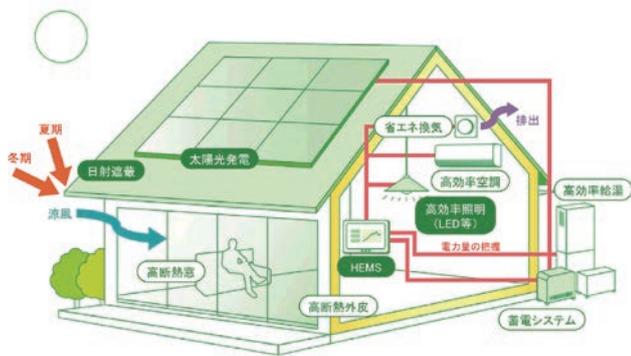
野村謙二先生の講演会

- 拠点
 - 福岡県 福岡市
- 各県、各地区連絡協議会
 - 博多地区、小倉地区、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 会員会社
 - 旭化成ホームズ(株) 関西西日本営業本部
 - (株)ヤマダホームズ 福岡支社
 - サンヨーホームズ(株) 九州支店
 - スウェーデンハウス(株) 九州支店
 - 住友林業(株) 福岡支店
 - セキスイハイム九州(株)
 - 積水ハウス(株) 九州営業本部
 - 大和ハウス工業(株) 福岡支社
 - トヨタホーム九州(株)
 - パナソニックホームズ(株) 営業本部
 - ミサワホーム九州(株)
 - 三井ホーム(株) 九州支店

プレハブ住宅完工戸数実績調査 (2018年度実績) を実施

当協会では加盟会員に対して「プレハブ住宅完工戸数実績調査及び生産能力調査」を毎年実施しています。この調査はプレハブ住宅の完工（工事が完了した）戸数やプレハブ住宅比率、プレハブ工場の生産能力等の推移を把握し広く情報提供するものです。このほど2018年度（2018年4月～2019年3月）の調査結果をまとめ、8月末に報告書を発行しました。2018年度は特に一戸建ZEH率が37.6%（前年は32.6%）と大きく増加しました。

ZEH（ゼッチ）とは「快適な室内環境」と、「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅のことです。



出所：経済産業省 資源エネルギー庁ホームページより
ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）のイメージ

プレハブ住宅完工推移（戸数、プレハブ住宅比率）、プレハブ住宅生産能力推移（戸数、稼働率）

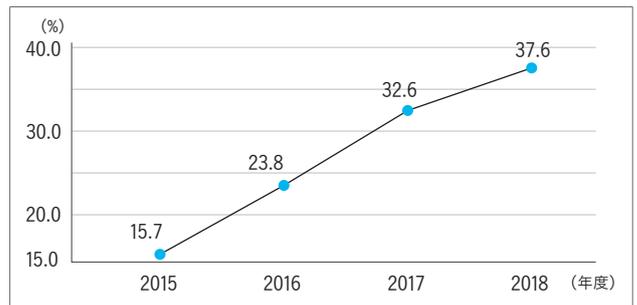
	2018年度	対前年度比
プレハブ住宅完工戸数 A	150,858戸	94.5%
全新設住宅着工戸数*	952,936戸	100.7%
プレハブ住宅比率 A/B	15.8%	-1.1pt
プレハブ住宅生産能力数 C	297,903戸	102.4%
プレハブ住宅生産稼働率 A/C	50.6%	-4.3pt

※国土交通省「建築着工統計調査」(2018年度)

構造別推移（戸数、前年度比）

	2018年度	対前年度比
木質系	18,786戸	100.0%
鉄鋼系	121,815戸	91.8%
コンクリート系	10,257戸	125.6%
合計	150,858戸	94.5%

ZEH率推移



構造別、建方別、階数別完工（戸数、プレハブ住宅比率）

構造	建方・階数	一戸建					共同建（長屋建を含む）				総合計	うち 賃貸住宅	うち サ高住	
		1階建	2階建	3階建	4階建以上	合計	1・2階建	3～5階建	6階建以上	合計				
木質系	A	1,906戸	10,789戸	488戸	0戸	13,183戸	4,789戸	478戸	336戸	5,603戸	18,786戸	2,565戸	0戸	
	シェア A/D	39.3%	24.2%	17.1%	0.0%	25.2%	12.2%	0.9%	4.4%	5.7%	12.5%	3.3%	0.0%	
	うちユニット	a	302戸	1,618戸	0戸	0戸	1,920戸	0戸	0戸	0戸	1,920戸	1戸	0戸	
	シェア a/D	6.2%	3.6%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	
鉄鋼系	B	2,906戸	33,455戸	2,304戸	30戸	38,695戸	34,220戸	48,831戸	69戸	83,120戸	121,815戸	74,114戸	1,196戸	
	シェア B/D	60.0%	75.0%	80.6%	69.8%	73.9%	87.3%	94.3%	0.9%	84.4%	80.7%	94.2%	67.6%	
	うちユニット	b	881戸	10,931戸	488戸	0戸	12,300戸	3,268戸	237戸	0戸	3,505戸	15,805戸	3,272戸	25戸
	シェア b/D	18.2%	24.5%	17.1%	0.0%	23.5%	8.3%	0.5%	0.0%	3.6%	10.5%	4.2%	1.4%	
コンクリート系	C	34戸	362戸	65戸	13戸	474戸	167戸	2,463戸	7,153戸	9,783戸	10,257戸	2,028戸	573戸	
	シェア C/D	0.7%	0.8%	2.3%	30.2%	0.9%	0.4%	4.8%	94.6%	9.9%	6.8%	2.6%	32.4%	
合計	D	4,846戸	44,606戸	2,857戸	43戸	52,352戸	39,176戸	51,772戸	7,558戸	98,506戸	150,858戸	78,707戸	1,769戸	
	シェア D/E	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
新設住宅着工戸数*	E					438,144戸				514,792戸	952,936戸	390,093戸		
	プレハブ住宅比率 D/E					11.9%				19.1%	15.8%	20.2%		

※国土交通省「建築着工統計調査」(2018年度)

その他の詳細は

同報告書または、右のQRコードまたは、プレ協ホームページ→会員への情報提供
→2018年度実績 (<http://www.purekyo.or.jp/information.html>) を参照願います。





2019年10月30日発行

発行所：一般社団法人 プレハブ建築協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-3-13 M & Cビル 5階

TEL：03-5280-3121(代表)

HP：<http://www.purekyo.or.jp> Email：info@purekyo.or.jp

編集発行人：平松 幹朗

主査：谷口 修司 広報委員会(パナソニック ホームズ株式会社)

副主査：帯屋 博義 教育委員会(旭化成ホームズ株式会社)

元榮 先人 住宅部会(積水ハウス株式会社)

栗坂 こずえ 住宅部会(大和ハウス工業株式会社)

大関 勝彦 規格建築部会(三協フロンテア株式会社)

黒沢 亮太郎 PC建築部会(黒沢建設株式会社)

本堂 健一 PC建築部会(大成ユールック株式会社)

木下 幸二郎 プレハブ建築協会(事務局)

久保田 康雄 プレハブ建築協会(事務局)

編集協力：日本ビジネスアート株式会社



◀ プレハブ建築協会の
ホームページはこちら

北海道支部

〒065-8550 札幌市東区北6条東8丁目1番10号 大和ハウス工業株北海道支社内

TEL：011-750-3111 FAX：011-750-3129

中部支部

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3番26号 昭和ビル 5階

TEL：052-251-2488 FAX：052-251-4861

関西支部

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目3番5号 アンフィニィ・天満橋 9階

TEL：06-6943-5016 FAX：06-6943-5904

九州支部

〒810-0002 福岡市中央区西中洲12番25号 岩崎ビル 5階

TEL：092-716-3930 FAX：092-716-3931